## 

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

令和六年五月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 玉 分 政

第一〇二号	指定番号指
一 四 築 項 十 基 四 二 準 号 条 法	路 の 種 類 る
十 令 五 和 日 六 年 四 月 二	指定の年月日
時玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百五の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百八の一、千六百七十五の二、二千五七十五の三、二千二十十一の三、二千二十十一の三、二千二十十一の三、二千二十十一の三、二千二十十一の三、二千二十十一の三、二千二十十一の三、二千三十十一の三、二千三十十一の三、二千三十十一の三、二千三十十一の三、二千三十十一の一、二千三十十一の一、二千三十十一の二の先、埼玉県坂戸市大字片柳字西ノ前二千三十一の二、二千三十十一の一、二千三十十一の一、二千三十十一の二、二千三十十一の一、二千三十十一の二、二千三十十一の一、二千三十十一の一、二千三十十一の二、二千三十十一の一、二千三十十一の一、二千三十十一の二の各十二十二十二十十一の一、二千三十十一の二の名十二十二十二十二十二十三十十一の二、二十三十十一の二、二十三十十一の二、二十三十十一の二、二十三十十一の二、二十三十十一の二の名十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	指定に係る道路の位置
四 十 五 · 四 三	(単位メートル)
六・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(単位メートル) (単位メートル)

		第一〇二号	指定
		一号	番 号
	第一項第四号	建築基準	道指定に
	四 一 号 条	準 法	種係類る
	十 五 日	令和六年四月二	指定の年月日
百十八の各一部 日十八の名一部及び千五百八十四の三、千五百八十八の一、千五百八十八の十七の各千五百八十八の一、千五百八十八の十七の各千六百四十九の一、千五百八十八の十七の各千六百四十九の一、千六百四十九の三、千五百八十四の三、千五百八十四の三、千五百八十四の三、千六百四十九の一、千六百四十九の三、千六百四十九の一、千六百四十九の三の先	一、千八百十七の一、千八百十七の二、千八埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百十六の千八百九の一、千八百十八の各一部	埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百八の一、	指定に係る道路の位置
六 十 八 ・ 一 五	七十一・九八	三 十 二	(単位メートル) 指 定 に 係 る
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	六 ・ ○ ○	六・〇〇	(単位メートル) 道路の幅員